

○厚生労働省令第九十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十二条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月四日

厚生労働大臣 田村 憲久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第一(第十二条関係) 一〇二〇四 (略)</p> <p>二〇五 L-酒石酸カリウム(別名d-酒石酸カリウム)</p> <p>二〇六〇四 (略)</p> <p>四〇一 メタ酒石酸</p> <p>四〇二〇四六十八 (略)</p>	<p>別表第一(第十二条関係) 一〇二〇四 (略)</p> <p>(新設) 二〇五〇三九十九 (略)</p> <p>(新設) 四〇二〇四六十六 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。